

手持ち工事数による入札参加制限について

中央区では、公共工事の品質の確保及び事業者の受注の機会均等を図るため、手持ち工事数による入札参加の制限を行っています。

1 手持ち工事数の原則

本区発注工事の入札に参加できる者は、原則として手持ち工事が1件以内である者とします。なお、手持ち工事とは、区から受注し施工中の工事（総務部経理課発注分に限ります。）をいいます。

2 工事成績の評定点が高い者の特例

直近2件の工事成績評定制度の評定点の平均が75点以上の者については、手持ち工事数が2件以内であれば、本区発注工事の入札に参加できます。

3 はじめて落札した者等の特例

次に該当する者については、手持ち工事が完了するまでは本区発注工事の入札に参加できません。

- (1) はじめて本区発注工事を落札し、施工中の者
- (2) 手持ち工事を施工中の者で、その前5年以上落札実績のなかったもの
- (3) 新たに本区の競争入札参加資格登録をした者（2年以上空白があって登録した者を含みます。）で、登録後1年を経っていないもの
- (4) 新たに区内に契約権限を有する者を置く営業所を開設した後1年を経っていない者（区内業者であることを入札参加資格要件とする工事に限ります。）

4 JV案件の取扱い

JV案件については、第一構成員として施工中の工事のみ手持ち工事数に算入します。

5 議会案件の取扱い

議会の議決に付すべき契約においては、手持ち工事数による制限は行いません。

ただし、同一会期の議会に付議する複数の契約について同時に受注することはできません。

6 その他

特別の事情のためこの基準によることが適当でないと認められる場合は、別に特例を定め入札公告において公表します。